平成２２年（フ）第１１４号
神奈川県相模原市上鶴間本町２丁目21番16号　グラスコート町田203
債務者　深澤　達也
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１６号
神奈川県相模原市豊町２番26号　メゾンアスカ203
債務者　佐田　　環
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１７号
神奈川県相模原市相模原８丁目１番１―803号
債務者　一條　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１２７号
神奈川県相模原市矢部３丁目３番３号　エクセレント矢部401
債務者　中嶋　政幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１１号
愛媛県八幡浜市1510番地17
債務者　中野　安孝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１２号
愛媛県大洲市八多喜町甲205番地の１
債務者　岡　つや子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２４号
北海道広尾郡広尾町西２条４丁目11番地４
債務者　木谷みどり
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
北海道帯広市南町東２条３丁目50番地　ハイツニュータウンＡ203
債務者　谷口　弘和
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道帯広市西14条北８丁目10番地７
債務者　川田　　健
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４６号
北海道帯広市大空町12丁目４番地　虹313号
債務者　工藤　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
北海道帯広市西17条南６丁目１番地　若葉団地344
債務者　谷口　美鶴
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
北海道足寄郡足寄町下愛冠３丁目５番地１
債務者　高橋さゆり
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第５８１号
神奈川県大和市鶴間２丁目13番39号　サンハイツ101
債務者　佐藤　絵美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１号
神奈川県相模原市相生４丁目12番11号　レジデンス千代401号
債務者　荒井　由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２９号
東京都日野市平山５丁目８番地の７根津第２コーポ101
債務者　田中　　堯
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部